平成２２年（フ）第４３８号
栃木県宇都宮市中里町425番地92
破産者　石川　清一
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５３７号
栃木県日光市並木町６番地　センチュリー21407号、前住所栃木県宇都宮市新里町丁711番地６
破産者　須佐　信幸
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９７０号
愛知県津島市中一色町市場160番地
破産者　株式会社マルエツ
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８２号
兵庫県姫路市土山５丁目６番33号
破産者　有限会社寿司やまひろ
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３０６号
広島県福山市鞆町鞆629番地
破産者　有限会社対山館
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３４号
福島県南相馬市原町区江井字南迫159番地
破産者　有限会社佐藤工務店
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第９９号
最後の住所富山市大山北新町796番地６
破産者　被相続人亡岩田貢相続財産
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８５号
長野県大町市大町1662番地
破産者　有限会社羽田電気商会
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第３１７号
愛知県豊田市十塚町３丁目36番地
破産者　株式会社石黒商店
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
愛知県豊田市上原町下河原10番地２
破産者　有限会社インテリアミナモト
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
愛知県みよし市打越町東屋敷28番地１
破産者　株式会社ハヤカワ技研
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
島根県出雲市平田町1807番地
破産者　長廻　悦子
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第５７４号
熊本市植木町一木616番地３
破産者　株式会社育生堂
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第１２４号
宮崎県串間市大字西方6920番地２
破産者　有限会社クサタケ
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
沖縄県宜野湾市嘉数２丁目15番２号　レジデンス三崎Ｄ―Ｃ
破産者　眞榮城直樹
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１０１７号
福岡市中央区港１丁目３番17―704号
破産者　藤　　泰治
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７０５号
仙台市宮城野区鶴ケ谷８丁目２番地の23
破産者　相原久美子
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７４３号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目６番地の14
破産者　鈴木　公明
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２７号
山形県最上郡最上町大字向町449番地の６
破産者　荒川　孝子
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第２５４５号
愛知県愛知郡東郷町清水２丁目３番地１　グレイスヴィラ三番館202号
破産者　山田　恭平
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１０号
愛知県北名古屋市鹿田坂巻55番地　コーポ暁１―Ｄ、開始決定時の住所愛知県北名古屋市鹿田東海２番地
破産者　安池みね子
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部